



弁護士 向井 蘭  
杜若経営法律事務所

## Vol.68

### ★社会保険料の代理納付利用と経済補償金

#### 1 代理納付

日系企業でも社会保険料の代理納付制度を利用している場合があります。例えば、「弊社の上海の工場が江蘇省に移転することになった。しかし、弊社の上海の幹部社員の数名は、『将来の年金が減る可能性があるから社会保険料を浙江省で納めたくない。何とかしてくれないか』というケースがよく起きます。

この場合、代理納付、すなわち特定の上海の会社が当該中国人社員を雇用した形にして社会保険料を納付するという仕組みを利用する場合があります。

長らくこの仕組みはグレーであると言われてきましたが、現在は以下の裁判例が示すように代理納付は違法であり、場合によっては経済補償金を支払いが義務付けられる場合があると示されるようになりました。

#### 2 裁判例

四川省のある製薬会社は従業員と雇用契約を結んだ後、会社名義で従業員として社会保険に加入していないものの、別の会社が代理をして従業員の社会保険料を納めていました。その後、従業員は会社が法的に社会保険料を納付していないことを理由に会社を退職せざるを得なくなったとして、会社に経済補償金の支払いを求めました。

労働仲裁委員会は会社が適法に労働者の社会保険料を納付していないため、労働者は会社との労働契約の解除を迫られるようになった（退職せざるを得なくなった）と判断し、経済補償金を労働者に支払うよう命じました。

会社はこれを不服とし、中級人民法院に判決の取消しを申し立てました。

中級人民法院は、このような社会保険の

代理納付行為は、口座の移転によって支払い主体を変更したと解釈することができる。会社が法により社会保険料を納付していないと判断し、労働仲裁の判断は正しいとして、会社の取消しの申立てを棄却しました（(2017)川 06 民特 121 号）。

#### 3 実務上の対応

上記裁判例以外にも、裁判所の通達に代理納付に関して同様の内容のものがあります（「広州市労働人事紛争仲裁委員会、広州市中級人民法院民事裁判庭における労働争議事件座談会に関する意見の概要」第 12 条）。

ただ、多くの従業員が自ら希望をして代理納付制度を利用しておりますので、「代理納付により労働契約を解除せざるを得ない（退職せざるを得ない）ので経済補償金を支払え」という請求が成り立たない場合も多いと思いますが、おそらく代理納付制度を利用したペナルティーとして一律に会社に経済補償金の制裁を課しているのではないかと思います。

人材大手各社も代理納付制度を取り扱うことは止めております。非常にリスクのある制度ですのでご注意ください。

お気軽にご相談下さい

日本：杜若経営法律事務所

(9:00~17:00)

TEL 03-3288-4981

中国：上海邁伊茲咨询有限公司

(弁護士向井宛)

TEL+86+(21)64078585(内線 320)

E-mail mukai@myts-cn.com